

ヨーロッパ拷問防止委員会（CPT）

CPT/Inf(2020)13

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック状況における 自由を奪われた人の処遇に関する原則についての声明

2020年3月20日発表

英語原文：<https://rm.coe.int/16809cfa4b>

日本語仮訳：特定非営利活動法人 CrimeInfo <https://crimeinfo.jp>

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックは、欧州評議会の全加盟国の当局にとって途方もない難題をもたらした。自由を奪う様々な場所で働くスタッフにとっては特殊かつ強烈な難題があり、こうした場所には警察留置施設、矯正施設、入管収容センター、精神科病院、介護施設、そして、新たに設けられ人々が隔離されている様々な施設や区域がある。COVID-19と闘うために断固たる行動をとるべき明らかな責務があることを認めつつも、CPTとしては、すべての関係者に対し、拷問及び非人道的又は品位を傷つける取扱いの禁止の絶対性を、思い起こさせねばならない。防護の措置は、決して、自由を奪われた人に対する非人道的又は品位を傷つける取扱いに陥ってはならない。CPTの見解では、以下に掲げる原則が、欧州評議会の域内において自由を奪われている人々に責任を負うすべての関係当局によって適用されるべきである。

- 1) 自由を奪われたすべての人の健康と安全を守るためにあらゆる可能な行動をとることが、基本原則でなければならない。こうした行動をとることは、スタッフの健康と安全の維持にも寄与する。
- 2) パンデミックとの闘いに関する WHO のガイドライン及び国際基準に則った国内の健康及び臨床に関するガイドラインは、自由を奪うあらゆる場所において全面的に尊重されかつ実施されなければならない。
- 3) スタッフの陣容（staff availability）は強化されるべきであり、スタッフはあらゆる専門的なサポート、健康および安全面の保護、そして、自由を奪う場所において自らの任務遂行を継続できるよう必要なトレーニングを受けるべきである。
- 4) COVID-19 拡大防止のため、自由を奪われた人に関してとられるいかなる制限措置も、法的基盤を持ち、必要性があり、比例性をみだし、人間の尊厳を尊重し、期間的に限定されたものであるべきである。自由を奪われている人は、そうしたいかなる措置に関しても、包括的な情報を、その理解する言語で受け取るべきである。
- 5) 人との密接な接触はウイルスの拡大を促進するため、自由の剥奪への代替手段に訴えるべ

く一致した努力が、すべての関係当局によってなされるべきである。こうしたアプローチは、とりわけ、過剰収容状況においては必須である。さらに、当局は、公判前の拘禁への代替措置、減刑、早期の釈放及びプロベーションを、より積極的に活用すべきであり、精神科患者の非自発的入院を継続する必要性を再評価し、適切な場合には介護施設の入居者を地域でのケアに移行し、移民の収容は最大限可能な限り控えるべきである。

- 6) ヘルスケアの提供に関しては、高齢者及び基礎疾患のある人といった、とくに、脆弱なグループ及び／又は危険にさらされているグループに関し、拘禁されている人の特有のニーズに対して特別な配慮が必要とされるであろう。これには、とりわけ、COVID-19 のスクリーニングおよび必要な場合の集中的なケアの方針が含まれる。さらに、拘禁されている人は、現時点においてスタッフからの追加的な心理的サポートを受けるべきである。
- 7) 必須ではない活動を一時停止することは正当かつ合理的ではあるものの、パンデミック状況における拘禁されている人の基本的な権利は、十分に尊重されなければならない。これには、とりわけ、適切な個人衛生を維持する権利（温水および石鹸へのアクセスを含む）及び、毎日（少なくとも1時間）戸外にアクセスする権利が含まれる。さらに、面会を含め、外部社会との接触に対するいかなる制限も、（電話やインターネット上の音声通話によるコミュニケーションといった）代替的なコミュニケーション手段へのアクセスを増やすことによって、埋め合わせがなされるべきである。
- 8) 新型コロナウイルスに感染し、あるいは感染が疑われる人に、隔離又は検疫を実施する場合、その人は毎日、意味のある人間的接触の機会を与えられるべきである。
- 9) 法執行官の管理下にある人に対する虐待への基本的セーフガード（弁護士へのアクセス、医師へのアクセス、拘禁の通知）は、いかなる状況においても、常に、十分に尊重されなければならない。（症状のある人に防護マスクを装着するよう求めるなどの）予防的措置は、一定の状況において適切であり得る。
- 10) 国内防止メカニズム（NPMs）およびCPTを含む、独立した機関による監視は、依然として、虐待に対する不可欠なセーフガードである。国家は、監視機関に対し、人々が検疫に付されている場所も含めてすべての拘禁場所へのアクセスを、保証し続けるべきである。しかしながら、すべての監視機関は、とりわけ高齢者及び基礎疾患のある人を取り扱う場合には、‘害悪を及ぼしてはならない’という原則を遵守すべく、あらゆる予防策を講じるべきである。